

特殊勤務実績簿の様式について

制 定 平18. 3. 31 総務第1348

最近改正 令6. 5. 30 総務給第9

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年大阪市人事委員会規則第9号）
第14条及び単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成5年大阪市規則第111号）第18条に規定する特殊勤務実績簿の様式を別紙のとおり定める。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、通知の日から施行し、この規程による改正後の特殊勤務実績簿の様式について（以下「改正後の規程」という。）の感染症予防救治従事者手当の様式は、令和2年2月1日から、改正後の規程本則及び感染症予防救治従事者手当（軽症者等対応）の様式は、令和2年4月14日から適用する。

附 則

この規程は、通知の日から施行し、令和2年3月5日から適用する。

附 則

この規程は、通知の日から施行し、令和2年3月16日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月30日から施行し、令和6年1月1日から適用する。